平成２３年（フ）第４７号
千葉県野田市吉春134番地の９
債務者　吉村　宏明
１　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第９号
福島県石川郡平田村大字小平字滝坂117番地滝坂団地公営２号
債務者　小林とも子
１　決定年月日時　平成23年２月３日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２３年（フ）第４０号
神戸市北区君影町１丁目１番３―307号
債務者　江藤二美子
１　決定年月日時　平成23年２月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１８１号
香川県丸亀市郡家町3064番地１　郡家グリーンハイツ602号
債務者　小比賀正三
１　決定年月日時　平成23年２月３日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２２年（フ）第１８２号
香川県丸亀市郡家町3064番地１　郡家グリーンハイツ602号
債務者　小比賀福美
１　決定年月日時　平成23年２月３日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２２年（フ）第９９号
熊本県荒尾市蔵満381番地２　グレイスミヤビＡ201号
債務者　米村　久和
１　決定年月日時　平成23年２月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２２年（フ）第１００号
熊本県玉名市岱明町高道2725番地２
債務者　林　加代子
１　決定年月日時　平成23年２月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２２年（フ）第１０２号
熊本県玉名郡長洲町大字宮野241番地12
債務者　砂川　美保
１　決定年月日時　平成23年２月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２２年（フ）第５７１号
宮崎市橘通東２丁目１―３　アーバン高塚橘通東ビル701、住民票上の住所鹿児島県霧島市溝辺町麓2236番地２
債務者　住吉さと子
１　決定年月日時　平成23年２月３日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１号
宮崎市大字小松237番地５　ＣＩＴＹＮＯＶＡ―Ｃ棟202号、前住所宮崎市田野町乙1727番地128
債務者　島田　圭三
１　決定年月日時　平成23年２月３日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２号
宮崎市大字小松237番地５　ＣＩＴＹＮＯＶＡ―Ｃ棟202号、前住所宮崎市田野町乙1727番地128
債務者　島田　直美
１　決定年月日時　平成23年２月３日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１２号
宮崎市大工３丁目263番地３
債務者　鈴木　利康
１　決定年月日時　平成23年２月３日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２０８号
島根県雲南市木次町東日登182番地３、前住所島根県雲南市大東町大東1012番地15
債務者　武田　　浩
１　決定年月日時　平成23年２月３日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
松江地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３３５４号
大阪府守口市藤田町５―14―10大和田ハイムＢ棟705号、住民票上の住所大阪府門真市上野口町２番22号
債務者　中島　英雄
１　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９４４０号
大阪府吹田市内本町１丁目19番25号
債務者　小林　敏明
１　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９７２６号
大阪市東住吉区今川８丁目９番23号　ヴィーブル和みＢ―205号
債務者　エス・フィールドこと　笹田　健治
１　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９７４０号
大阪市浪速区日本橋３丁目７番３―501号
債務者　船津　修平
１　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部